

小規模事業者販路開拓等支援補助金

補助上限

50 万円

対象経費の 2/3 以内

小対
規象
模と
事なる
業者

■卸売業・小売業・サービス業(飲食業含む)

常時使用する従業員の数 5 人以下

■宿泊業、娯楽業、製造業、その他

常時使用する従業員の数 20 人以下

販路開拓の対策事業のための資金 2/3
を久喜市商工会が補助致します。

こんな時
は是非とも
申請を!

チラシ作成・配布

ホームページ開設

店舗改装(レイアウト変更)

看板を設置したい

など

申請締切

令和7年7月18日(金) 消印有効

※締切後、厳正なる審査により採択を決定!!

補助対象になる事業
(取組みのイメージ例)

- ①販促用チラシの作成、配布
- ②販促用PR(新聞広告・Web広告)
- ③店舗看板制作による販促事業
- ④店舗改装(小売店の陳列レイアウト改良、飲食店の店舗改修を含む)
- ⑤ネット販売システムの構築
- ⑥機械等設備の導入
- ⑦自社ホームページ制作による販促事業

補助率と補助対象となる経費

◎補助率 補助対象経費の 2/3 以内。

事業費 75 万円以上の場合は補助金上限 50 万円となります
※事業費 75 万円以下の場合でも申込み可

◎補助対象経費

・機械装置等費 ・広報費 ・外注費

交付要綱・応募様式

久喜市商工会のHPからダウンロード
kuki-sci.or.jp/market/hanrokaitaku.html

申請に必要な書類

- ①申請書 ②申請概要書
- ③補助事業計画書 ④交付申請書
- ⑤法人→貸借対照表、損益計算書(直近3期分)
個人→確定申告書、決算書(直近3期分)
開業届(決算していない事業者)
(税務署受信通知、受付印があるもの)
- ⑥その他久喜市商工会長が定める書類

▲詳細は上記QRコードからもご確認いただけます。

久喜市商工会

【久喜本所】

久喜市久喜中央4-7-20
電話 (21) 1154
FAX (21) 2337

申込・問合せ窓口

【菖蒲支所】

久喜市菖蒲町菖蒲 193
電話 (85) 0311
FAX (85) 1028

【鷺宮支所】

久喜市鷺宮 4-8-8
電話 (58) 1202
FAX (58) 2227